

令和4年度 第11回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和5年 2月22日（水）			
開 催 場 所	今帰仁村役場 新庁舎（第二会議室）			
開 催 日 時	令和5年 2月22日 午後 13時30分 開 会			
	令和5年 2月22日 午後 16時 52分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	米須 清和	5 番	大城 司
	2 番	平安山 良也	6 番	宮嶋 扶喜子
	3 番	與那嶺 清	7 番	内間 正樹
	4 番	大竹 恭弘	8 番	仲宗根 和盛
欠 席 委 員 番 号				
議事録署名委員	6 番	宮嶋 扶喜子	8 番	仲宗根 和盛

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 （開 会）	今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和4年度 第11回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は8名出席しており定足数に達していますので総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 （日程第1）	これより議事に入ります。 日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、書記には大城 智葉（おおしろ さとよ）さん、議事録署名委員には6 番宮嶋 扶喜子（みやじま ふきこ）委員、8 番仲宗根 和盛（なかそね かずもり）委員を指名します。
議 長 (日程第2)	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1 日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、会期は本日1 日間と決定します。
議 長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 村有地売却一般競争入札について 報告3 その他の報告
議 長 (日程第4)	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第 53 号 農地法第3 条の規定による許可申請について 議案第 54 号 農地法第3 条第1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出について 議案第 55 号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第 56 号 非農地証明願いについて 議案第 57 号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第 58 号 農地法第4 条の規定による許可申請について 議案第 59 号 農地法第5 条の規定による許可申請について 議案第 60 号 今帰仁農業振興地域整備計画書の変更について 以上です。 本日の提案された議案第53 号から第60 号までですが、そのうち現地確認を必要とするのが9 件ございます。現地資料確認を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
	休憩 午後 1 時 37 分 再開 午後 1 時 50 分
議 長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第 5 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 5 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の資料 1 ページをお開き下さい。 すみませんが訂正をお願いします。3 番を 2 番、4 番を 3 番に、5 番を 4 番に訂正と 2 番の経営規模の拡大を管理用道路の使用に訂正お願いします。 (議案書に基づいて議案第 5 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容を説明) 事務局といたしましては、2 ページから 5 ページにあります【別添】「3 条調査書」申請内容の確認を踏まえ、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました議案第 5 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」質疑はございませんか。
委 員	2 番はこれは道路ではないんですか。
事 務 局	登記地目は畑で現況は管理用道路です。
委 員	共有名義の道路を 3 条で扱って良いのか。
議 長	この表記では土地を全部、譲渡するように見えるが 5 分の 1 なので。
委 員	経営規模の拡大ではないから、管理道路としての使用許可など本来は どういう風にするのか。
〃	これは非課税なのか。
事 務 局	課税か非課税かは分かりません。
委 員	そもそも 3 条で取り扱うか確定しないと 5 条になるのではないか。
事 務 局	5 条…、これ農振だから。

委 員	農振でも農業用道路なので抜け道がないのかな。
事 務 局	前にも3条で通しているのだからこれを通さなかったらおかしくなるので3条で受け付けています。
委 員	事務局が説明せずに通せば、通っちゃうんですよ。それも経営規模の拡大となると。
事 務 局	それ(経営規模)は直せます。
議 長	共有名義も書いた方が良いんじゃない。これ見ると一人みたいに見えるから。
事 務 局	別添資料で書いてはいます、管理用道路で。経営規模の拡大ではないので確実に。 どうするか、決めましょうか。
委 員	今までのようだったからと言って。道路認定がされているのか、課税されていたら3条ではないだろうし、非課税だったら公衆用道路としてみなされているはずだけど。
委 員	課税地目は分からないですか？
事 務 局	分かりません。
議 長	役場に寄付するから管理してくれと言ったが、水が溜まったりするので役場に切られたいきさつがある。どこにも抜け道がなく、役場にメリットがないから、もらわないと言われた。
委 員	もらってなくても公衆用道路として扱われているところもあるけど、数名の利用のものや行き止まりはできないし、数名が多いならできるかも知れないが。公衆用道路にはなっていないという事ですかね。
議 長	そうだと思います。A区はきちんと役場がアスファルトも敷いて管理されているがB区は違う。
委 員	本来、5条で申請して地目変更させるべきではないか、全員の記名をして他の共有者の同意書も必要だと思う。最初の申請の段階で調べてここにあげてきて欲しい。
事 務 局	Aさんの持分5分の1のみを譲る形で登記名義人は5名いますが。
委 員	共有名義なので共有者の同意が必要なんですよ。
議 長	Bさんの土地をCさんが買って、Dさんが下の方の土地を買ったから、BさんとEさんは撤退している。
委 員	Cさんも共有者に入っているんですか？5名は誰々なの？
事 務 局	はい、CさんがBさんから買って、Bさん、Fさん、Aさん、Gさん。
	これから出てきそうなのがCさんが一番奥の土地を売りそうなので売るとそれとセットでこれ(管理用道路)が入ってくると思う。Aさんが

	ら買ってDへの土地を所有しているという事なのかな、所有権移転はもう終わっていますか？管理用道路を取得するのにどこの土地を利用する為のものなのか、メインの農地の所有権移転が終わっているのが、メインの土地とセットするのが普通なんで、どことの一体利用か分からない。 全体の概略が分かった上で起案にあげないと審査のしようがないが、まず、3条か5条かという事もあるが過去の事例があるからと事務局として進めたいのか。
事務局	3条での過去の事例があったので3条でしています。
委員	メインの土地の所有は誰になっているのか？
議長	この土地はDの所有になっているのか、見てきて。
事務局	そもそも申請が共有になっておらず、申請が個人でできているので。
委員	申請の仕方で連名の表示になっていなければ同意書をつけるとか、事務局でのチェックがされていない。
事務局	そうですね、5条でも4条でもその他の4名と付けはするけれど。
事務局	所有の確認したところ、周囲にDさんの所有農地はありません。
議長	只今、説明がありました議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」2番について質疑はございませんか。
委員	申請人は単有名義の様になっていますが、実際は5名の共有名義ですが共有者の同意書などもなく、現況が管理用道路で3条もしくは畑でないという事5条で申請かなど再検討が必要と思われるので再度、審査して申請を出し直してもらう必要があると思います。
議長	議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」2番について、許可相当と思う方は挙手をお願いします。
	(挙手 0 人)
議長	挙手は0人ですので、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」2番については否決されました。 続きまして議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1, 3, 4番について質疑はございませんか。
委員	整理番号4番について、この方は農家資格を得るために5,000㎡の農地を利用権設定してやっているが、実際にはそのうち300坪しかやっていない。ところが今回、経営規模拡大として新たに所有権移転の申請をしている。手を付けていない残りの農地については所有者の甥（畜産農家）が草地として使っている現状がある。最初から名義貸しであることが分かっている利用権設定である。一生懸命やっていて認めた

		い気持ちはあるが・・・すぐそばの畑ではこのやり方に反対している方もおり、地域の中で一方は許可して一方は不許可となると、難しさがある。
委	員	本人にも、このような意見があることは伝えている。本人は、初心者なので最初から全部は難しいと話していて、農業経営改善計画書を提出し各年の経営計画を立てている。
委	員	4月からは下限面積もなくなるということだが、どこまで厳しく見るか。これまでは見逃されているというか、ほとんどそのまま可決されていると思う。
議	長	議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号4番は多数決としたいと思います。許可相応と思う方は挙手をお願いします。
		(挙手5名)
議	長	挙手5名により過半数に達していることから、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号4番は可決されました。 続きまして議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1, 3番について異議はございませんか。
		(異議なし)
議	長	議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1, 3番異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第54号「農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		それでは、私のほうから議案第54号「農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出について」説明いたします。お手元の資料 6 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第54号「農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出について」の利用権設定の内容を説明) 今回の申請は2名です。申請人1のH氏については今回の申請農地を含めて口約束で耕作しているとの事で現在5,979㎡と今回の31㎡

		を合計して経営面積は6,010㎡となるため下限面積の5,000㎡を超え、要件を満たしていると考えます。今後、所有権移転や利用権設定などをしていく予定です。 申請人2のI氏については、今回の申請農地を挟んだ隣接農地を所有、耕作しています。経営面積は現在、7,453㎡で今回の183㎡を含めると7,636㎡となり下限面積の5,000㎡を超え、要件を満たしていると考えます。 事務局としましては、経営面積、従事日数など、農地法第3条第1項を満たしていると考えます。 以上です。
議	長	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について質疑はございませんか。
		(質疑なしの声あり)
議	長	議案第54号「農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第54号「農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第55号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは、私のほうから議案第55号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の資料 7ページをお開き下さい。 (議案書読み上げ) 8ページをお開き下さい。所有権移転関係について説明致します。 譲受人1名、譲渡人1名、所有権移転1筆、合計面積533㎡、売買です。詳細についてはお見通し下さい (議案書に基づいて議案第55号「農用地利用集積計画の意見決定について」の所有権移転関係の内容を説明)

	9 ページをお開き下さい。今回の申請は利用権の設定等を受ける者、借受人が5名、利用権の設定等をする者、貸付人が5名です。 設定筆数は計5筆、合計面積5, 450㎡。賃貸借が3筆、使用貸借が2筆となっています。なお、詳細についてはお目通し下さい。 (議案書に基づいて議案第55号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係整理番号の内容を説明) 事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第55号「農用地利用集積計画の意見決定について」質疑はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第55号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第55号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第56号「非農地証明願いについて」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第56号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の資料 10 ページから11 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認書等を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました議案第56号「非農地証明願いについて」質疑はございませんか。

委 員	整理番号 6 番について、現況が畑で耕作放棄地と言ってもススキ程度では、非農地証明の要件には該当しないものと思います。
議 長	議案第 5 6 号「非農地証明願いについて」整理番号 6 番については、多数決で採決したいと思います。可決に賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手 0 人)
議 長	全員反対ということですので、議案第 5 6 号「非農地証明願いについて」整理番号 6 番については否決といたします。 続きまして議案第 5 6 号「非農地証明願いについて」整理番号 6 番を除く 1 番～8 番について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 5 6 号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第 5 7 号「農地転用事業計画変更承認申請について」1 番から審議したいと思います。 こちらは議案第 5 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番との同時申請になっておりますので、併せて説明したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 5 7 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番及び議案第 5 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について説明いたします。 お手元の資料 1 2 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 5 7 号整理番号 1 番について内容を説明) 続きまして「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について説明いたします。お手元の資料 1 5 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 5 9 号整理番号 2 番について内容を説明) 以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 5 7 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番及び議案第 5 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。

委 員	議案第５７号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号１番及び第５９号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番については、令和５年２月１５日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第５７号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号１番及び第５９号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第５７号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号１及び第５９号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第５７号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号２から３番を議題とします。 こちらは議案第５９号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号５番との同時申請になっておりますので、併せて説明したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第５７号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号２番から３番及び議案第５９号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号５番について説明いたします。 お手元の資料１２ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第５７号整理番号２－３番について内容を説明) 続きまして議案第５９号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号５番について説明いたします。お手元の資料１５ページをお開き下さい。

		(議案書に基づいて議案第 5 9 号整理番号 5 番について内容を説明) 以上です。
議 長		ただ今、事務局から説明がありました議案第 5 7 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 2 番から 3 番及び議案第 5 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員		議案第 5 7 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 2 番から 3 番及び第 5 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番については、令和 5 年 2 月 1 5 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長		ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議 長		議案第 5 7 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 2 番から 3 番及び第 5 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議 長		異議なしとのことでありますので、議案第 5 7 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 2 番から 3 番及び第 5 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第 5 7 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 4 番を議題とします。 こちらは議案第 5 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 6 番との同時申請になっておりますので、併せて説明したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		それでは、私のほうから議案第 5 7 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 4 番及び議案第 5 9 号「農地法第 5 条の規定によ

		る許可申請について」整理番号6番について説明いたします。 お手元の資料12ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第57号整理番号4番について内容を説明) 続きまして議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について説明いたします。お手元の資料16ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第59号整理番号6番について内容を説明) 以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第57号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号4番及び議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第57号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号4番及び第59号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番については、令和5年2月15日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第57号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号4及び第59号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことでありますので、議案第57号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号4番及び第59号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。

	続きまして議案第５７号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号５番を議題とします。 こちらは議案第５９号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号８番との同時申請になっておりますので、併せて説明したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第５７号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号５番及び議案第５９号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号８番について説明いたします。 お手元の資料１３ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて議案第５７号整理番号５番について内容を説明） 続きまして「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号８番について説明いたします。お手元の資料１６ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて議案第５９号整理番号８番について内容を説明） 以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました議案第５７号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号５番及び議案第５９号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号８番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委員	議案第５７号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号５番及び第５９号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号８番については、令和５年２月１５日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。以上です。
議長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
	（質疑なし）
議長	議案第５７号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号５及び第５９号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号８番について異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）

議 長	異議なしとのことでありますので、議案第 5 7 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 5 番及び第 5 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 8 番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第 5 8 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 5 8 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について説明いたします。 お手元の資料 1 4 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 5 8 号整理番号 1 番について内容を説明) 以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 5 8 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 5 8 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番については、令和 5 年 2 月 1 5 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 5 8 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第 5 8 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番については原案通り可決決定いたします。

	続きまして議案第 5 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番、3 番、4 番、7 番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 5 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番、3 番、4 番、7 番についてについて説明いたします。 （議案書に基づいて議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」について内容を説明） 以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 5 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番、3 番、4 番、7 番についてについて、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 5 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番、3 番、4 番、7 番についてについては、令和 5 年 2 月 1 5 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
	（質疑なし）
議 長	議案第 5 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番、3 番、4 番、7 番についてについて、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第 5 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番、3 番、4 番、7 番についてについては原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第 6 0 号「今帰仁農業振興地域整備計画書の変更について」について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。

事 務 局	それでは、私のほうから議案第 6 0 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」について説明いたします。 お手元の資料 1 7 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 6 0 号について内容を説明) ここで資料確認の為、休憩をお願いします。
議 長	それでは資料確認のため、休憩します。
	休憩 午後 4 時 12 分 (資料確認及び議案第 6 0 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明) 再開 午後 4 時 43 分
議 長	休憩前に引き続き再開します。さきほど事務局から説明がありました、議案第 6 0 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」は、多数決で採決したいと思います。賛成と思う方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手 0 人)
議 長	議案第 6 0 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」、反対多数により否決されました。

議	長	本日の日程はすべて終了いたしました。 次回の農業委員会総会は令和5年3月27日（月）を予定しています。 これにて令和4年度第11回総会を閉会します。
		閉会時刻 午後 4 時 52 分
		会長 内間 正樹 
		議事録署名委員
		宮崎 扶子 
		仲宗根 和盛 
議	長	議案第60号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」、は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 。

